

山口県報

平成27年
3月31日
(火曜日)

目次

○規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………六

現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………六

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則(人事課)……………六

知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………七

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………七

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………八

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………九

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………一〇

山口県子育て文化審議会規則の一部を改正する規則(こども未来課)……………一一

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(こども未来課)……………一一

母子家庭等の児童の身元保証に関する規則の一部を改正する規則(こども未来課)……………一二

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども未来課)……………一二

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課)……………一八

山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………一九

○訓令

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課)……………二〇

山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………二一

山口県青少年問題協議会事務局規程の一部を改正する訓令(こども未来課)……………二一

○企業管理規程

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………二二

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程……………二三

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十八号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条の七」を「第三十三条の四」に改める。

第七条第六号又中「第十七条」を「第十八条」に改め、「介護休暇」の下に「子育て支援部分休暇」を加え、同号ソ中「又は介護休暇」を「介護休暇又は子育て支援部分休暇」に改め、同号ネ中「介護休暇」の下に「子育て支援部分休暇」を加え、同号ナ中「又は介護休暇」を「介護休暇又は子育て支援部分休暇」を加え、同号ナ中「又は介護休暇」を「介護休暇又は子育て支援部分休暇」に改める。

第十七条中「山口県東京事務所長」を「東京事務所長」に改め、同条第一号中「山口県東京事務所」を「東京事務所」に改める。

第二十七条第一号ト中「第十七条」を「第十八条」に改め、「介護休暇」の下に「子育て支援部分休暇」を加え、同号カ及びタ中「介護休暇」の下に「子育て支援部分休暇」を加え、同号レ中「又は介護休暇」を「介護休暇又は子育て支援部分休暇」に改める。

第二十九条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 健康福祉センター所長に次に掲げる健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課関係の事務を委任する。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

イ 法第十一条第一項第一号の規定に基づき、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務を行うこと(健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課長と共管)。

ロ 法第十一条第一項第二号イの規定に基づき、市町の区域を超えた広域的な見地

から、実情の把握に努めること（健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課長と共管）。

ハ 法第十一条第二項の規定に基づき、市町に対し、必要な助言を行うこと（健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課長と共管）。

第三十条第一項第一号中クをヤとし、タからオまでをシからクまでとし、ヨの次に次のように加える。

タ 法第五十五条の六の規定に基づき、被保護者就労支援事業を実施すること。
第三十条第一項に次の一号を加える。

二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第四条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立相談支援事業を行うこと。
ロ 法第五条第一項の規定に基づき、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。

ハ 法第十二条第一項の規定に基づき、不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収すること。

ニ 法第十五条第一項の規定に基づき、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認める場合において、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること。

ホ 法第十六条第一項の規定に基づき、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認める場合において、必要な文書の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めること。

ヘ 法第十六条第二項の規定に基づき、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認める場合において、報告を求めること。

第三十条第二項中「健康福祉部こども未来課」を「健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課」に改める。

第三十一条第一項第五号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、

同号ワ中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、「所属職員に」の下に「、第一種特定製品の管理者」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「事業所」の下に「、第一種特定製品を設置する場所」を加え、「の回収」を「の充填、回収若しくは再生」に改め、同号ヲを同号レとし、同号ヲ

中「第四十三条」を「第九十一条」に改め、「基づき」の下に「、第一種特定製品の管理者」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）」に、「フロン類の引渡し又は回収」を

「特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同号ヲを同号タとし、同号ル中「第二十四条第四項」を「第四十九条第六項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「フロン類の」の下に「充填の委託、」を加え、同号ルを同号ヨとし、同号ヌ中「第二十四条第三項」を「第四十九条第五項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「フロン類の」の下に「充填、」を加え、同号ヌを同号カとし、同号リ中「第二十四条第二項」を「第四十九条第四項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号リを同号ワとし、同号チ中「第二十四条第一項」を「第四十九条第三項」に改め、同号中チをヲとし、ヲの前に次のように加える。

又 法第四十九条第一項の規定に基づき、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

ル 法第四十九条第二項の規定に基づき、第一種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

第三十一条第一項第五号中「第二十三条」を「第四十八条」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「フロン類の」の下に「充填の委託、」を加え、同号トを同号リとし、同号ヘ中「第二十二條第三項」を「第四十七条第三項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、

同号ヘを同号チとし、同号ホ中「第二十条の二第四項」を「第四十五条第四項」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ中「第十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「第十三条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第九条第二項各号」を「第二十七条第二項各号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第十二条第二項」を「第三十条第二項」に、「第九条第二項」を「第二十七条第二項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ中「第九条第二項」を「第二十七条第二項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号中イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ 法第十七条の規定に基づき、第一種特定製品の管理者に対し、第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすること（環境生活部環境政策課長と共管）。

ロ 法第十八条第一項の規定に基づき、第一種特定製品の管理者に対し、管理第一種特定製品の使用等に関し必要な措置を取るべき旨の勧告をすること。

第三十一条第一項第六号(3)中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同号(4)中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同号(5)中「第三条第四項」を「第三条第

五項」に改め、同号(6)中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改める。
第三十一条第二項第十二号イ中「及び第三十二条第三項」を削り、同項に次の一号を加える。

二十 食品表示法(平成二十五年法律第七十号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

イ 法第六条第一項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること(農林水産大臣の権限に属する事務で、知事が行うこととされるものを除く。)

ロ 法第六条第五項の規定に基づき、イの指示に係る措置をとらなかつた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

ハ 法第六条第八項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。

ニ 法第七条の規定に基づき、イの指示又はロ若しくはハの命令をした場合において、その旨を公表すること(環境生活部生活衛生課長と共管)。

ホ 法第八条第一項の規定に基づき、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又は所属職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは食品若しくはその原材料を無償で収去させること(環境生活部生活衛生課長と共管)。

ヘ 法第十二条第一項の規定による申出(農林水産大臣の権限に属する事務で、知事が行うこととされるものを除く。)を受けること。

ト 法第十二条第三項の規定に基づき、ヘの申出があつた場合において、必要な調査を行い、及び適切な措置をとること。

第三十三条を削り、第三十三条の二を第三十三条とし、第三十三条の三を第三十三条の二とし、第三十三条の四を第三十三条の三とし、第二章第一節第二款第五目中同条の次に次の一条を加える。

(児童相談所長委任事項)

第三十三条の四 児童相談所長に次に掲げる事務を委任する。

一 児童福祉法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

イ 法第二十四条の三第一項の規定に基づき、障害児の保護者から障害児入所給付費の支給の申請を受けること。

ロ 法第二十四条の三第二項の規定に基づき、障害児入所給付費の支給の要否を決定すること。

ハ 法第二十四条の三第六項の規定に基づき、入所受給者証を交付すること。

ニ 法第二十四条の四第一項の規定に基づき、入所給付決定を取り消すこと。

ホ 法第二十四条の四第二項の規定に基づき、入所受給者証の返還を求めること。

ヘ 法第二十四条の十九第一項の規定に基づき、指定障害児入所施設等に関し必要な情報の提供を行い、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行うこと。

ト 法第二十四条の十九第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の利用についてあつせん又は調整及び要請を行うこと。

チ 法第二十四条の二十四第一項の規定に基づき、障害児入所給付費等を支給することを決定すること。

リ 法第二十七条第一項の規定に基づき、法第二十六条第一項第一号の規定による報告のあつた児童又は少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第十八条第二項の規定による送致のあつた児童に対し、法第二十七条第一項各号のいずれかの措置を採ること。

ヌ 法第二十七条第二項の規定に基づき、指定発達支援医療機関に対し、入院させて治療等を行うことを委託すること。

ル 法第二十七条第三項の規定に基づき、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童に対し、法第二十七条第一項の措置を採る場合において、家庭裁判所の決定による指示を受けること。

ヲ 法第二十七条の二第一項の規定に基づき、少年法第二十四条第一項又は第二十六条の四第一項の規定により同法第二十四条第一項第二号の保護処分を受けた児童を児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させること。

ワ 法第二十七条の三の規定に基づき、児童の行動の自由を制限し、又は自由を奪うような強制措置を必要とする場合において、法第三十三条、法第三十三条の二及び法第四十七条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致すること。

カ 法第二十八条第一項の規定に基づき、保護者の児童虐待等の場合において、同項各号の措置を採ること。

コ 法第二十八条第二項ただし書の規定に基づき、同条第一項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間を更新すること。

ク 法第二十八条第三項の規定に基づき、同条第一項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間を延長すること。

ケ 法第二十八条第四項の規定に基づき、家庭裁判所に対し、報告をし、意見を述べ

べ、又は資料を提出すること。

ソ 法第二十八条第五項の規定に基づき、家庭裁判所からの勧告を受けること。

ツ 法第二十九条の規定に基づき、児童委員又は所属職員に、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせること。

ネ 法第三十条の二の規定に基づき、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（法第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。）及び児童福祉施設の長並びに法第三十条第一項に規定する者に対し、児童の保護について必要な指示をし、又は報告をさせること。

ナ 法第三十一条第二項の規定に基づき、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童について委託を継続し、又は在所期間の延長を行うこと。

ラ 法第三十一条第三項の規定に基づき、障害児入所施設に入所し、又は委託により指定発達支援医療機関に入院した児童について在所期間の延長を行い、委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。

ム 法第三十三条第二項の規定に基づき、必要があると認める場合に、児童を一時保護し、又は適切な者へ一時保護を委託すること。

ウ 法第三十三条の六第一項の規定に基づき、義務教育終了児童等に対し、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又はその他の適切な援助を行うこと。

エ 法第三十三条の六第二項の規定に基づき、義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するもの等からの申込書の提出を受けること。

オ 法第三十三条の六第三項の規定に基づき、義務教育終了児童等が特別な事情により県の区域外の同条第一項に規定する住居への入居を希望する場合において、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図ること。

カ 法第三十三条の六第四項の規定に基づき、法第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告を受けた児童に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨すること。

ク 法第五十六条第一項の規定に基づき、法第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合において、本人又はその扶養義務者の負担能力を認定すること。

ヤ 法第五十六条第二項の規定に基づき、法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の措置（法第三十一条第四項の規定により法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなされる場合を含む。）又は法第二十五条の七第一項第三号の児童自立生活援助の実施に要する費用のうち、本人又はその扶養義務者か

ら徴収すべき額を決定すること。

マ 法第五十六条第二項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から徴収すべきヤに規定する費用を徴収すること。

ケ 法第五十六条第八項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めること。

フ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十三条の規定に基づき、居住地変更の旨及び指導につき必要な事項を通知すること。

コ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十六条の規定に基づき、法第二十六条第二項に掲げる事項を記載した書類を児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長に送付すること。

二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第八条の二第一項の規定に基づき、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は所属職員に、必要な調査又は質問をさせること。

ロ 法第八条の二第二項（法第九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保護者に対し、必要な事項を告知すること。

ハ 法第八条の二第三項の規定に基づき、児童委員又は所属職員に、児童の住所又は居所への立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講じさせること。

ニ 法第九条第一項の規定に基づき、児童委員又は所属職員に、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせること。

ホ 法第九条の二第一項の規定に基づき、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は所属職員に、必要な調査又は質問をさせること。

ヘ 法第九条の三第一項の規定に基づき、所属職員に、児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させること。

ト 法第九条の三第二項の規定に基づき、所属職員に、必要な調査又は質問をさせること。

チ 法第九条の三第三項の規定に基づき、裁判官に対し、資料を提出すること。

リ 法第九条の三第四項の規定に基づき、許可状の交付を受けること。

ヌ 法第九条の三第五項の規定に基づき、許可状を所属職員に交付すること。

ル 法第十一条第三項の規定に基づき、保護者に対し、同条第二項の指導を受けるよう勧告すること。

ヲ 法第十三条の規定に基づき、児童福祉司等の意見を聴くこと。

第三十四条中「山口県大阪事務所長」を「大阪事務所長」に改め、同条第一号中「山口県大阪事務所」を「大阪事務所」に改める。

第三十七条の二第二項第一号イ中「第四十八条第六項」を「第四十八条第八項」に改め、同号ロ中「同条第一項第三号」を「同条第一項第二号」に改め、同号ニ中「第九十条第八項」を「第九十条第七項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 県営土地改良事業（県又は知事が委託を受けて行う土地改良事業を含む。以下この号において「事業」という。）の施行に伴う土地等の取得又は使用に関する事務（この号において用地事務取扱要綱（平成十七年四月一日制定）を「要綱」という。）

イ 要綱第五条第一項の規定に基づき、土地価格の鑑定を徴すること。

ロ 要綱第六条の規定に基づき、土地等の権利者から起工の承諾を受けること。

ハ 要綱第十条第一項の規定に基づき、土地又は工作物の占有者に立入りの通知をし、その同意を得ること。

ニ 要綱第十条第二項の規定に基づき、立会人の立会いを求めること。

ホ 要綱第十条第三項の規定に基づき、障害物の伐除又は試掘等を行うことについて当該障害物又は当該土地等の所有者及び占有者の同意を求めること。

ヘ 要綱第十条第四項の規定に基づき、障害物の伐除又は試掘等を行ったことにより損失を生じた場合において、損失を受けた者に対して当該損失を補償すること。

ト 要綱第十三条第三項及び第四項の規定に基づき、土地調査及び物件調査を作成し、当該調査に係る土地等の権利者の確認及び記名押印を求め、及び当該調査を土地等の権利者に交付すること。

チ 要綱第十六条の規定に基づき、管轄登記所において地図を閲覧すること。

リ 要綱第十七条各号、第十八条第二項各号及び第二十三条第三項各号（第七号を除く。）に掲げる事項を調査するため、管轄登記所において登記簿を閲覧し、又は登記事項証明書の交付を請求すること。

又 要綱第十八条第一項各号及び第二十三条第三項第七号に掲げる事項並びに建物の居住者又は使用者を調査するため、市区町村長に戸籍簿等の謄本又は抄本の交付の申請をすること（戸籍簿等の謄本又は抄本の交付に係る手数料の免除の申請をすることを含む。）。

ル 要綱第十九条第一項の規定に基づき、立会人の立会い及び土地の境界の確認を求めること。

ヲ 要綱第三十七条の規定に基づき、補償額を決定すること。

ワ 要綱第四十条第一項の規定に基づき、契約書を土地等の権利者に交付すること。

カ 要綱第四十条第二項の規定に基づき、契約の相手方に印鑑証明書の提出を求め

ること。

ヨ 要綱第四十一条第一号及び第二号の規定に基づき、土地等の権利者の法定代理人に法定代理人であることを証明する書類の提出を求めること。

タ 要綱第四十一条第三項の規定に基づき、土地等の権利者が被保佐人である場合に、土地等の権利者にその保佐人の同意書、印鑑証明書及び保佐人であることを証明する書類の提出を求めること。

レ 要綱第四十一条第四項の規定に基づき、土地等の権利者が被補助人である場合に、土地等の権利者にその補助人の同意書、印鑑証明書及び補助人であることを証明する書類の提出を求めること。

ソ 要綱第四十二条第一号及び第二号の規定に基づき、土地等の権利者が不在である場合に、当該不在者の財産管理人に財産の処分権限を有する財産管理人であることを証明する書類の提出を求めること。

ツ 要綱第四十三条第一号の規定に基づき、土地等の権利者に相続の放棄をした者の相続放棄申述受理証明書の提出を求めること。

ネ 要綱第四十三条第二号の規定に基づき、土地等の権利者に相続できない者の相続分不在証明書の提出を求めること。

ナ 要綱第四十七条第一項の規定に基づき、契約の履行を確保するために必要な措置をとること。

ラ 要綱第四十八条の規定に基づき、契約の相手方に登記の嘱託に必要な書類の提出を求めること。

ム 要綱第五十条の規定に基づき、検査職員を任命し、同条第一項各号に掲げる事項を検査させ、及び検査の完了の報告を受けること。

ウ 要綱第五十五条の規定に基づき、取得した土地とこれに隣接する土地との境界を明示するために必要な措置を講ずること。

キ 要綱第五十六条の規定に基づき、租税特別措置法の規定による課税の特例措置の適用について税務署長と協議をすること。

ノ 要綱第五十七条の規定に基づき、損失の補償のために必要な業務を第三者に委託すること。

第五十三条の二第一号ト中「第十七条」を「第十八条」に改め、「介護休暇」の下に「、子育て支援部分休暇」を加え、同号カ及びタ中「介護休暇」の下に「、子育て支援部分休暇」を加え、同号レ中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は子育て支援部分休暇」に改める。

第五十四条第三項第一号(2)中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改め、同号(2)中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の四第二項」に改め、同号

23中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の五第一項」に改め、同号24中「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の五第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第七十六条の六第二項の規定に基づき、指定道路区間を周知させる道路標識を設けること。

ロ 法第七十六条の六第三項の規定に基づき、同条第一項の措置をとり、及び当該措置に係る車両その他の物件を破損すること。

ハ 法第七十六条の六第四項の規定に基づき、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三十七条の二第二項及び第五十四条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十九号

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員職の職の設置等に関する規則（昭和三十六年山口県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一組織上の職の表本庁に関する部分中「危機管理監」の下に「、企業立地統括監」を加え、同表出先機関に関する部分中「所長」の下に「、本部長」を、「、部長」の下に「、副本部長」を加える。

別表第二の一の表本庁の項中

危機管理監	知事の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。
危機管理監	知事の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。
企業立地統括監	知事の命を受けて企業立地に関する事務を掌理する。

を

に改め、同表

出先機関の項中

所長
山口県農林総合センター農
業技術部の分
場の所長を除く。

を

所長
山口県農林総合センター農
業技術部の分
場の所長を除く。

に、

部 長 上司の命を受けて科又は部の事務を掌理する。

を

部 長 上司の命を受けて科又は部の事務を掌理する。

に改める。

副本部長 本部長をたすけ、上司の命を受けて本部の事務を整理する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十号

現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「おける休暇」の下に「及び職員（育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十七条の規定による勤務を含む。）をしている職員を除く。）が小学校（第一学年から第三学年までに限る。）に就学している子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三十一号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則（昭和四十六年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の3の項中

高圧ガスの取締業務に従事するもの	作業服(上) 〃(下) 防寒衣 安全ぐつ	3年 3年 4年 3年	
------------------	-------------------------------	----------------------	--

を削り、同

表中3の2の項を3の3の項とし、3の項の次に次のように加える。

3 の 2 総務部消防保安課に勤務する職員で高圧ガスの取締業務に従事するもの	作業服(上) 〃(下) 防寒衣 安全ぐつ	3年 3年 4年 3年	
---	-------------------------------	----------------------	--

別表第一の26の項中「、機械加工科」・「、インテグレーション工科」及び「、左記・タイル施工科」を削り、「建築設備科」を「空調・設備施工科」に改める。

別表第二中「総務部防災危機管理課」を「総務部消防保安課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三十二号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表准看護師試験の成績の項中「健康福祉部医務保険課」を「健康福祉部医療政策課」に改め、同表歯科技工士国家試験の成績の項を削り、同表職員採用選考の成績（児童自立支援専門員への採用に係るものに限る。）の項中「健康福祉部こども未来課」を「健康福祉部こども家庭課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三十三号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第七項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 医師及び調理員、事務員その他の職員の員数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又

は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十四号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、当該事業所」を「当該事業所」に改め、「の利用者」の下に「、当該指定訪問介護事業者が第一号訪問事業（介護予防訪問介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者」を、「一人」の下に「（常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している場合であつて、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われているときにあっては、利用者の数が五十又は五十に満たない端数を増すごとに一人）」を加える。

第六十条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百三条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成

員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。
第六十一条に次の一項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第百三条第一項から第四項までに規定する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十条第一項第三号中「、当該事業者」を「当該事業者」に改め、「の利用者」の下に「、当該指定通所介護事業者が第一号通所事業（介護予防通所介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者」を加える。

第七十二条に次の二項を加える。

2 条例第三十五条第三項ただし書の場合（指定通所介護事業者が同条第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

3 指定通所介護事業者は、前項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合、条例第三十八条において準用する条例第十四条の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

2 条例第四十二条第三項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が同条第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の指定療養通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、条例第四十四条において準用する条例第十四条の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第百二条に次の一号を加える。

四 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する

情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第百三条に次の一項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加したものに限り。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえてリハビリテーションの内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合にあっては、第六十一条第一項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百十九条に次の一項を加える。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護の提供を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときであつては、前項の規定にかかわらず、利用定員（空床利用型事業所にあつては、特別養護老人ホームの入所定員）を超えて、静養室において指定短期入所生活介護の提供を行うことができる。

第百三十条中「六・四平方メートル」の下に「以上」を加える。

第百五十条第二項第二号イを次のように改める。

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又は三に満たない端数を増すごとに一以上とする。

第百五十四条第二項第八号を削る。

第百五十七条を次のように改める。

第百五十七条 削除

第百六十七条第二項及び第百七十一条第二項第十号を削る。

第百七十四条中「第百五十五条から」を「第百五十五条、第百五十六条、第百五十八条から」に改める。

第百八十四条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第百九十五条中「第百八十四条中」を「第百八十四条第一項中」に改める。

第百九十八条中「第七十条第五項」の下に「第七十二条第二項」を加え、「第七十二条」を「第七十二条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、「の場所」との下に「同条第三項中「第三十八条」とあるのは「第八十九条第一項において準用する条例第三十八条」とを加える。

第百九十九条第六項中「次条第一項」と、「の下に「第百九十九条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十五号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十六年山口県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号ニ及び同項第四号中「第十八条第十二号」を「第十八条第十三号」に改める。

第十八条中第二十五号を第二十六号とし、第二十号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十九号中「主治の医師の」を「主治の医師等の」に改め、同条第二十号とし、同条第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同条第十五号中「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第十六号とし、同条第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの事業を行う者に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十二号）第二十五条第一項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同規則に規定する計画の提出を求めること。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十六号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一人」の下に「（常勤のサービス提供者を三人以上配置し、かつ、サービス提供者の業務に主として従事する者を一人以上配置している場合であつて、サービス提供者が行う業務が効率的に行われているときにあつては、利用者の数が五十又は五十に満たない端数を増すことに一人）」を加える。

第四条第三項第三号中「職員」の下に「（以下「担当職員」という。）」を加える。
第六十一条第一号中「又は」を「若しくは」に、「サービス担当者会議等」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（次条第一項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改める。

第六十二条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五項中「第九十三条第一項」とあるのは、「第九十三条第九項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第六十二条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四

項の次に次の一項を加える。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合にあっては、第九十三条第一項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十三条に次の二項を加える。

2 条例第三十五条第三項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が同条第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、条例第三十八条において準用する条例第十四条の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第九十一条第一号中「又は」を「若しくは」に、「サービス担当者会議等」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改める。

第九十三条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五項中「第六十二条第一項」とあるのは、「第六十二条第九項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第九十三条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合にあっては、第六十二条第一項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一百十条に次の一項を加える。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の状況及び利用者の家族等の事情

により、担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときにあつては、前項の規定にかかわらず、利用定員（空床利用型事業所にあつては、特別養護老人ホームの入所定員）を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護の提供を行うことができる。

第二百一十一条中「六・四平方メートル」の下に「以上」を加える。

第二百一十二条第一項第二号イを次のように改める。
イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が十又は十に満たない端数を増すごとに一以上とする。

第二百一十二条第二項第二号イを次のように改める。
イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又は三に満たない端数を増すごとに一以上とする。

第二百四十六条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第二百四十九条を次のように改める。

第二百四十九条 削除

第二百六十条第二項を削る。

第二百六十四条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第二百六十六条第二項を次のように改める。

2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定事業者でなければならない。

第六十六條第三項中「種類は」の下に「、指定訪問介護、指定通所介護」を、「同じ。」の下に「並びに第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第四項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げるサービス」に改め、同項に次の各号を加える。

一 指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス

二 指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

三 指定介護予防訪問看護

第六百六十七条中「第百四十七條から」を「第百四十七條、第百四十八條、第百五十條から」に改める。

第七百七十七條の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同條に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第八百八十八條中「第百七十七條中」を「第百七十七條第一項中」に改める。

第九百九十一条中「第七十一条第五項」の下に「、第七十三條第二項」を加え、「第七十三條」を「第七十三條第一項」に、「同條第一号」を「同項第一号」に、「同條第二号」を「同項第二号」に改め、「の場所」との下に「、同條第三項中「第三十八條」とあるのは「第八十三條第一項において準用する條例第三十八條」とを加える。

第九百九十二条第六項中「次條第一項」と、「の下に「第百十條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、」を加える。

附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県子育て文化審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三十七号

山口県子育て文化審議会規則の一部を改正する規則

山口県子育て文化審議会規則（平成十九年山口県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條中「健康福祉部こども未来課」を「健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三十八号

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

山口県青少年健全育成条例施行規則（昭和三十三年山口県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「こども未来課」を「同部こども・子育て応援局こども家庭課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

母子家庭等の児童の身元保証に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十九号

母子家庭等の児童の身元保証に関する規則の一部を改正する規則

母子家庭等の児童の身元保証に関する規則（昭和六十年山口県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「年 月 日
こども未来課」

「年 月 日
こども家庭課」

こ、

を改め、同様式の注2中「はり付け」を

「
写 真
はり付け欄」

を
「
写 真
貼 付 け 欄」

「貼り付ける」に改める。

別記第二号様式及び別記第四号様式中

「年 月 日
こども未来課」

を
「年 月 日
こども家庭課」

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和五十年山口県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の六第一項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

第二十五条の六に次の一項を加える。

3 法第三十四条の十八第一項の規定による届出をしようとする者は、病児保育事業開始届（別記第五十一号様式の八）に第一項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第二十五条の七第一号中「別記第五十一号様式の八」を「別記第五十一号様式の九」に改め、同条第二号中「別記第五十一号様式の九」を「別記第五十一号様式の十」に改め、同条第四号中「別記第五十一号様式の十一」を「別記第五十一号様式の十三」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「別記第五十一号様式の十」を「別記第五十一号様式の十二」に改め、同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第三十四条の十八第二項の規定による届出 病児保育事業届出事項変更届（別記第五十一号様式の十一）

第二十五条の七に次の一号を加える。

六 法第三十四条の十八第三項の規定による届出 病児保育事業廃止届（別記第五十一号様式の十四）又は病児保育事業休止届（別記第五十一号様式の十四）

第二十五条の八第一項中「前条第三号」を「前条第四号」に、「別記第五十一号様式の十二」を「別記第五十一号様式の十五」に改め、同条第二項中「前条第四号」を「前条第五号」に、「別記第五十一号様式の十三」を「別記第五十一号様式の十六」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第六号の病児保育事業休止届を提出した者は、休止した病児保育事業を再開したときは、遅滞なく、病児保育事業再開届（別記第五十一号様式の十七）により、その旨を知事に届け出なければならない。

第二十五条の九中「別記第五十一号様式の十四」を「別記第五十一号様式の十八」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 保育所の設置についての届出にあつては、当該保育所の運営についての重要事項に関する規程

第二十八条中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改める。

第三十六条の表中

一 第二十五条の六第二項の一時預かり事業開始届	市町以外の者が実施する一時預かり事業に係るもの
二 第二十五条の七第二号の一時預かり事業届出事項変更届	市町以外の者が実施する一時預かり事業に係るもの
三 第二十五条の七第四号の一時預かり事業廃止届又は一時預かり事業休止届	市町以外の者が実施する一時預かり事業に係るもの
四 第二十五条の八第二項の一時預かり事業再開届	市町以外の者が実施する一時預かり事業に係るもの

を

一 第二十五条の六第二項の一時預かり事業開始届	市町以外の者が実施する一時預かり事業又は病児保育事業に係るものに改める。
二 第二十五条の六第三項の病児保育事業開始届	
三 第二十五条の七第二号の一時預かり事業届出事項変更届	
四 第二十五条の七第三号の病児保育事業届出事項変更届	
五 第二十五条の七第五号の一時預かり事業廃止届又は一時預かり事業休止届	
六 第二十五条の七第六号の病児保育事業廃止届又は病児保育事業休止届	
七 第二十五条の八第二項の一時預かり事業再開届	
八 第二十五条の八第三項の病児保育事業再開届	

に改める。

別記第五十一号様式の六の注に次のように加える。

3 添付書類 / 及び2は、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる

及び添付書類を添しないこと。

別記第五十一号様式の七の注に次のように加える。

4 添付書類 / 及び2は、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる
 又は、添付を要しないこと。

別記第五十一号様式の十四の添付書類に次のように加える。

3 保育所の設置についての届出にあつては、当該保育所の運営についての重要事項に関する規程

別記第五十一号様式の十四の注中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 「運営の方法」欄は、保育所の設置についての届出にあつては、記入することを要しないこと。

別記第五十一号様式の十四を別記第五十一号様式の十八とし、同様式の前に次の様式を加える。

第51号様式の17 (第25条の8、第36条関係)

病 児 保 育 事 業 再 開 届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

(電話 局 番) 印

下記のとおり病児保育事業を再開したので、児童福祉法施行細則第25条の8第3項の規定により届け出ます。

記

休 止 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
再 開 年 月 日	年 月 日	

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第五十一号様式の十三を別記第五十一号様式の十六とし、別記第五十一号様式の十二を別記第五十一号様式の十五とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第51号様式の14 (第25条の7、第36条関係)

病 児 保 育 事 業 廃 止 届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

(電話

局

番)

印

下記のとおりに病児保育事業を廃止したいので、児童福祉法第34条の18第3項の規定により届け出ます。

記

廃止の予定年月日 年 月 日	
休止の予定期間 年 月 日から 年 月 日まで	
廃止の理由	
現に便宜を受けている児童に対する措置	

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第五十一号様式の十一を別記第五十一号様式の十三とし、別記第五十一号様式の十を別記第五十一号様式の十二とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第51号様式の11 (第25条の7、第36条関係)

病児保育事業届出事項変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 住所
氏 名
(電話 局 番) 印

下記のとおり病児保育事業の届出事項を変更したので、児童福祉法第34条の18第2項の規定により届け出ます。

記

変更の内容	変更前	1 事業者の内容及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる 2 事務所の所在地) 3 条約、定款及び職務の内容 4 職員の氏名及び経歴 5 主要職員の氏名及び経歴 6 事業を行うおととする区域 7 事業の用に供する施設 (1)名称 (2)種類 (3)所在地 (4)利用定 8 員) 9 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 10 事業開始の予定年月日
	変更後	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

注 / 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第五十一号様式の九を別記第五十一号様式の十とし、別記第五十一号様式の八を別記第五十一号様式の九とし、別記第五十一号様式の七の次に次の一様式を加える。

第51号様式の 8 (第25条の 6、第36条関係)

(表)

病 児 保 育 事 業 開 始 届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり病児保育事業を開始したいので、児童福祉法第34条の18第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
記

事業の内容	経営者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)		職 種		定 数		職 務 の 内 容	
職員の定数及び職務の内容			役 職 名		氏 名		経 歴	
主な職員の氏名及び経歴								
事業を行うおとする区域								
事業の用に供する施設	名 称		種 類		所 在 地		利 用 定 員	

(裏)

構造	建物積	階		階		合計 (延べ)		
		1	2					
建物の規模及び構造	建物各室面積	室 数		室 積		室 数		
		名	室	名	室	名	室	
便の	所 数	大 便 所		小 便 所		合 計		
		児 童 用	職 員 用	児 童 用	職 員 用	児 童 用	職 員 用	
建物の区画		別図のとおり						
その他の備設	屋 内		施 設		屋 外		施 設	
	区 分	数 量	区 分	数 量	区 分	数 量	区 分	数 量

添付書類

1 収支予算書

2 事業計画書

3 条例、定款その他の基本約款

注 / 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「主な職員の氏名及び経歴」欄は、施設の長、事務長等について記入すること。

3 添付書類 / 及び2は、インターネットを利用してこれらの内容を確認することができる

ときは、添付を要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第五十二号様式の添付書類に次のように加える。

5 保育所の設置についての申請にあつては、当該保育所の運営についての重要事項に関する規程

別記第五十二号様式の注中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 「運営の方法」欄は、保育所の設置についての申請にあつては、記入することを要しないこと。

別記第五十六号様式中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改める。
別記第五十七号様式中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十一号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十四年山口県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「いう。」の下に「（別表第二の一の項に掲げる事業に係る資金の貸付けに係るものに限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 第二項貸付金（別表第二の二の項に掲げる事業に係る資金の貸付けに係るものに限る。） 十一年（一年以内の据置期間を含む。）以内

第五条第三項中「年〇・七五パーセント」の下に「（別表第二の二の項に掲げる事業に係る資金の貸付けに係る貸付金にあつては、年〇・二五パーセント）」を加え、同項第十六号中「別表第二」を「別表第二の一の項」に改める。

第十四条第一項中「締結し、かつ、強制執行の認諾のある公正証書を作成しなければ」を「締結しなければ」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、貸付金（別表第二の二の項に掲げる事業に係る資金の貸付けに係るものを除く。）の交付を受ける者は、強制執行の認諾のある公正証書を作成しなければならない。

第十八条中「借主は」を「借主（別表第二の二の項に掲げる事業に係る資金の貸付けに係るものを除く。以下この条及び第二十四条第一項において同じ。）は」に改める。

第十九条中「運用」の下に「若しくは当該貸付金により実施する設備の導入を支援する事業」を、「当該貸付対象施設等」の下に「若しくは当該事業」を加える。

第二十条中「貸付対象施設等」の下に「（別表第二の二の項に掲げる事業に係る資金の貸付けにあつては、当該貸付金）」を加える。

附則第二項を次のように改める。

（貸付けの種類等の特例）

2 平成二十九年三月三十一日までの間における別表第三の規定の適用については、同表中

六 普通貸付（別表第一に掲げる事業に係る資金の貸付けのうち、一の項から四の項までに掲げる貸付け以外のものをいう。）	整備資金の百分の八十に相当する額
---	------------------

六の 普通貸付（別表第一に掲げる事業に係る資金の貸付けのうち、一の項から四の項までに掲げる貸付け以外のものをいう。）	整備資金の百分の八十に相当する額
二 電力需給対策貸付（別表第一に掲げる事業のうち省エネルギー設備、新エネルギー設備又は自家発電等の設備を導入する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものに係る資金の貸付けをいう。）	整備資金の百分の九十九に相当する額と整備資金から十万円を控除した額とのいずれか高い額

別表第二中「限る」の下に「。以下同じ」を加え、同表に次のように加える。

二 小規模企業者等設備貸与事業（小規模企業者（中小企業者（法第二十一条第一号から第五号までに掲げる者に限る。以下この項において同じ。）であつて、常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人）以下であるものをいう。以下同じ。）、小規模企業者以外の中小企業者であつて常時使用する従業員の数が五十人以下であるもの又は創業を行う者に対して、創業又は経営の革新を図るために必要な設備の導入を支援する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。）	一般社団法人又は一般財団法人
--	----------------

別表第三の七の項中「別表第二の貸付対象事業の欄」を「別表第二の一の項」に改め、同表に次のように加える。

八 小規模企業者等設備貸与事業貸付（別表第二の二の項に掲げる事業に係る資金の貸付けをいう。）	当該事業の実施に知事が必要と認める資金の百分の百に相当する額
--	--------------------------------

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

とあるのは、

とする。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 副 政

山口県規則第四十二号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二項中「、教育長の給与及び旅費に関する条例（昭和四十一年山口県条例第二十四号）第二条に規定する給与」を削り、同項の表中

山口県議会事務局の職員	総務部給与厚生課長
知事 副知事	
知事の事務局の職員	総務部給与厚生課長
山口県議会事務局の職員	
知事 副知事	総務部給与厚生課長
知事の事務局の職員	

山口県議会事務局の職員	総務部給与厚生課長
知事 副知事	
知事の事務局の職員	総務部給与厚生課長
山口県議会事務局の職員	
教育長	総務部給与厚生課長
知事 副知事	

教育長	本庁の一般職の教職員
本庁の一般職の教職員	

を「本庁の一般職の教職員」に改める。

に、

を

第七十一条第一項中「取りまとめ店（指定金融機関に係るものに限る。）を支払人とし、かつ、当該取りまとめ店を受取人とする小切手を振り出し、払込払依頼書に」を「資金交付通知書に払込払依頼書、」に、「当該取りまとめ店に」を「取りまとめ店（指定金融機関に係るものに限る。）に」に改める。

第七十二条第一項中「取りまとめ店を支払人とし、かつ、当該取りまとめ店を受取人とする小切手を振り出し、隔地払依頼書に」を「資金交付通知書に隔地払依頼書及び」に、「当該取りまとめ店に」を「取りまとめ店に」に改める。

第七十四条第一項中「同条第一項の規定により振り出した小切手の振出日付」を「取りまとめ店に資金を交付した日」に改める。

第七十五条第一項中「取りまとめ店（指定金融機関に係るものに限る。）を支払人とし、当該取りまとめ店を受取人とする小切手を振り出し、口座振替依頼書に」を「資金交付通知書に口座振替依頼書及び」に、「当該取りまとめ店に」を「取りまとめ店（指定金融機関に係るものに限る。）に」に改め、同条第二項中「取りまとめ店（指定代理金融機関に係るものに限る。）を支払人とし、かつ、当該取りまとめ店を受取人とする小切手を振り出し、口座振替依頼書に」を「資金交付通知書に口座振替依頼書及び」に、「当該取りまとめ店に」を「取りまとめ店（指定代理金融機関に係るものに限る。）に」に改める。

第七十九条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第八十六条第二項中「第三十八条第七項」を「第三十八条第六項」に改める。

第九十二条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第九十八条第一項中「同条第一項の規定により振り出した小切手の振出日付」を「取りまとめ店に資金を交付した日」に改める。

第六百六十七条第二項第一号から第三号までの規定中「の規定により随意契約による」とする」を「に該当する」に改め、同項第四号中「の規定により随意契約による」とする」を「に該当する」に改める。

第七百七十一条第一項の表中「小切手振出済通知書」の下に「又は資金交付通知書」を加える。

第七百七十八条中「振り出された小切手」を「交付された資金交付通知書」に、「第三十八条第七項」を「第三十八条第六項」に改める。

第八百八十七条第二項中「取りまとめ店を支払人とし、かつ、当該取りまとめ店を受取人とする小切手を振り出し、」を「資金交付通知書に」に、「当該取りまとめ店に」を「取りまとめ店に」に改める。

別表第一山口県立防府商工高等学校の項及び山口県立青嶺高等学校の項を削る。

別表第三山口県周南児童相談所の出納員の項の次に次のように加える。

山口県宇部児童相談所の出納員

山口県宇部児童相談所

別表第三山口県北部家畜保健衛生所の出納員の項の次に次のように加える。

山口県水産研究センターの出納員

山口県水産研究センター

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第八十六条第二項の改正規定及び第七十八条の改正規定（「第三十八条第七項」を「第三十八条第六項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

訓

令

山口県訓令第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、医務保険課」、「、新産業振興課」、「（地域医療推進室を含む。）及び」（企業立地推進室を含む。）を削る。

第二十三条中「三年」を「九十日」に改める。

別記第一号様式中「第15条」を「第18条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県訓令第3号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一局長印の項中

二	スポーツ推進課長 会計課長	一個 一個	を	三	スポーツ推進課長 子ども政策課長 会計課長	一個 一個 一個	に改
---	------------------	----------	---	---	-----------------------------	----------------	----

め、同表課長印の項中「五九」を「六三」に、「五六課長」を「六〇課長」に改め、同表室長印の項中「九」を「七」に改め、「地域医療推進室長 一個」及び

「企業立地推進室長 一個」を削る。

別表第二中「防災危機管理課長」を「消防保安課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県訓令第4号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県青少年問題協議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県青少年問題協議会事務局規程の一部を改正する訓令

山口県青少年問題協議会事務局規程（昭和三十四年山口県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。
第一項中「健康福祉部子ども未来課」を「健康福祉部子ども・子育て応援局子ども家庭課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

企 業 局

山口県企業管理規程第四号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第七条中「介護休暇」の下に「、子育て支援部分休暇」を加える。

第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（子育て支援部分休暇）

第十一条の二 子育て支援部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校（第一学年から第三学年までに限る。）に就学している子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て支援部分休暇の単位は、三十分とする。

3 子育て支援部分休暇は、始業の時刻（始業の時刻からの育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認を得ている職員にあつては、当該部分休業の終了の時刻）から連続し、又は終業の時刻（終業の時刻までの部分休業の承認を得ている職員にあつては、当該部分休業の開始の時刻）まで連続して取得するものとする。

4 子育て支援部分休暇は、一日を通じ、二時間（第十条第七号に掲げる場合における

休暇又は部分休業の承認を得ている職員にあつては、二時間から当該承認に係る時間を減じた時間)の範囲内とする。

5 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の子育て支援部分休暇は、一日を通じて、当該短時間勤務職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間の範囲内(第十条第七号に掲げる場合における休暇又は部分休業の承認を得ている短時間勤務職員にあつては、当該時間の範囲内で、かつ、二時間から当該承認に係る時間を減じた時間の範囲内)とする。

6 子育て支援部分休暇については、その期間の勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額する。

第二十一条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 子育て支援部分休暇 あらかじめ子育て支援部分休暇簿(別記第四号様式の一)に記入して所属長に請求し、その承認を受けること。

第二十四条第一項中「介護休暇簿」の下に「、子育て支援部分休暇簿」を加える。
別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式の2 (第21条関係) 子育て支援部分休暇簿

職名	氏名	職名	氏名	請求期日	休暇期間		一日の取得時間数	請求者印
					生年月日	年月日		
職名	氏名	職名	氏名	年月日	年月	日から	毎 日	時間
						日まで		
職名	氏名	職名	氏名	年月日	年月	日から	毎 日	時間
						日まで		
職名	氏名	職名	氏名	年月日	年月	日から	毎 日	時間
						日まで		
職名	氏名	職名	氏名	年月日	年月	日から	毎 日	時間
						日まで		
職名	氏名	職名	氏名	年月日	年月	日から	毎 日	時間
						日まで		
職名	氏名	職名	氏名	年月日	年月	日から	毎 日	時間
						日まで		
職名	氏名	職名	氏名	年月日	年月	日から	毎 日	時間
						日まで		
職名	氏名	職名	氏名	年月日	年月	日から	毎 日	時間
						日まで		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この管理規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第五号

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の育児休業等に関する規程（平成四年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「の休暇」の下に「及び同管理規程第十一条の二第一項に規定する場合の休暇」を加える。

附 則

この管理規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日印刷

発行人所

山口県知事庁